

ねんきんコーナー

「社会保険料（国民年金保険料）
控除証明書」が発行されます
～年末調整・確定申告まで～
大切に保管を

◆国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。

◆社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が10月下旬から11月上旬までに、日本年金機構本部より送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。
※10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年の1月

下旬に送付されます。

◆ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除に加えることができませんので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会には、控除証明書のがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

年金受給者のみなさんへ
「扶養親族等申告書」は
期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）
課税対象となる受給者の方に

平成24年分「扶養親族等申告書」が送付される方	
年齢	年金額
65歳未満	108万円以上
65歳以上	158万円以上

は、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

問 黒潮町役場本庁住民課

住基戸籍係

☎ 43-2800（直通）

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701（直通）

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

セアカゴケグモに注意！

平成23年9月、安芸市で、特定外来生物として指定されているセアカゴケグモと思われるクモが見られました。

セアカゴケグモは全体的に黒色または濃い褐色を基調とし、腹部の背に赤色の帯状の模様があります。

成体のメスは毒を持っており、素手で捕まえるとかまれることがあるため、注意が必要です。

かまれた場合は水で洗い流して清潔にし、できるだけ早く医療機関で受診してください。



発見された場合は、市販の殺虫剤により駆除してください。（卵は殺虫剤が効きません。）

セアカゴケグモを発見されたときは、左記までご連絡をお願いします。

問 高知県環境共生課

☎ 088-821-4842

黒潮町役場本庁住民課

環境保全係

☎ 43-2800（直通）